

外国人登録原票に係る開示請求について

平成24年5月
法務省

- 1 本年7月9日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が施行され、これに伴い、外国人登録法が廃止され、市区町村に保管されていた外国人登録原票は、同日以後、法務省に送付されることになります。
- 2 同日以後、外国人登録原票に係る開示手続は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、法務省において行うこととなります。
法務省で保管する外国人登録原票は、記載事項の更新はされません。
ただし、中長期在留者や特別永住者等の外国人住民の方については、同日以後、住民基本台帳法の対象となり、日本人と同様、市区町村において住民票が作成されます。したがって、お住まいの市区町村において住民票の写し等の交付を請求することにより、最新の住民票の記載事項を証明する文書の交付を受けることができるようになります。
- 3 法務省に対して外国人登録原票に係る開示請求をしようとする場合は、あらかじめ次の点に御留意ください。
 - (1) 開示請求をすることができるのは、本人に限られます。ただし、本人が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人が本人に代わって開示請求をすることができます。
 - (2) 開示請求をすることができるのは、本人に係る外国人登録原票及び本人の個人情報を含む本人以外の方に係る外国人登録原票です。
 - (3) 法務省に対して開示請求がなされても、開示決定までに一定の期間を要します。原則として、開示請求から30日以内に開示決定をすることとされていますが、①市区町村から法務省に外国人登録原票が送付されるまでは開示決定ができないこと、②現在、法務省においてはコンピュータ機器によって外国人登録原票を抽出するシステムの構築を進めていますが、この作業が終了するまでの間（おおむね本年末まで）は、外国人登録原票の抽出を手作業によって行うため、相応の時間を要することから、本年末までは通常より期間がかかります。

通常の場合の開示決定までの標準的な期間の目安は次のとおりです。

| | |
|---------------------|-------|
| 複数の原票について開示請求があった場合 | 3～4週間 |
| 最後の原票のみ開示請求があった場合 | 2～3週間 |

実際の開示決定までの期間は、外国人登録原票が容易に抽出できるか否か、補正を必要とするか否か等により、案件ごとに相違します。例えば、最後の原票だけではなく、それ以前に書換え等した原票についても開示請求される場合は、抽出に時間がかかります。特に、コンピュータ機器によ

る外国人登録原票の抽出システムが構築された平成25年（2013年）1月以降においても、平成10年（1998年）以前に書換え等した原票については、電子化されないものもあり、手作業による記録抽出になる可能性があるため、調査に相当の日数がかかります。また、一度に大量の開示請求があった場合等は、開示決定までに30日を超えることもあります。

- (4) 開示請求は、下記4(2)の法務省の窓口に来庁して行うほか、郵送により行うこともできます。ただし、窓口に来庁して開示請求を行う場合においても、上記(3)のとおり、直ちにその場において開示することはできません。

なお、地方入国管理局等の地方の入国管理官署において外国人登録原票の開示請求を行うことはできません。

4 開示請求をしようとする場合は次の手続をとってください。

- (1) 開示請求時に送付又は提出していただくものは次のとおりです。

① 開示請求書及び開示請求書別紙

記載例を参考に必要事項を記載してください。

② 本人等確認書類

具体的には、別紙を参照願います。

郵送による開示請求の場合は、運転免許証等はコピーで差し支えありませんが、これに加えて、住民票の写し等が必要になります。

③ 収入印紙

開示請求書の所定の部分に300円の収入印紙を貼ってください。消印はしないでください。

※ 地方自治体の発行する収入証紙・登記印紙により開示請求手数料の納付を行うことはできません。

④ 郵送により写しの交付を希望される場合は、返信用封筒

返信用封筒には送付先※を明記し、90円分の郵便切手を貼ってください。速達や簡易書留による送付を希望する場合は、これらに応じた料金分の切手を貼ってください。

なお、送付する記録の分量（枚数）によっては、追加の切手の送付をお願いする場合があります。

※ 郵送先は②で提出された住民票の写し等に記載された住所又は居所になります。

- (2) 開示請求書等の送付（提出）先は次のとおりです。

法務省秘書課個人情報保護係

所 在：〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電 話：03-3580-4111（内線）2034

受 付：午前9時30分から正午、午後1時から午後5時（土日祝日及び年末・年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）

開示請求において必要となる本人等確認書類

| | 請求方法 | 必要となる書類等 |
|----------------|-------------|---|
| 1 本人が請求する場合 | ア 窓口に来庁して請求 | ・本人確認ができる書類(注1参照) |
| | イ 郵送等による請求 | ・本人確認ができる書類(注1参照)のコピー ・住民票の写し等(30日以内に作成されたものに限ります。なお、コピーは認められません。)(注2参照) |
| 2 法定代理人が請求する場合 | ア 窓口に来庁して請求 | ・法定代理人の本人確認ができる書類(注1参照) |
| | | ・法定代理人の資格を証明する書類(30日以内に作成されたものに限ります。なお、コピーは認められません。)(注3参照) |
| | イ 郵送等による請求 | ・法定代理人の本人確認ができる書類(注1参照)のコピー ・法定代理人の住民票の写し等(30日以内に作成されたものに限ります。なお、コピーは認められません。)(注2参照) |
| | | ・法定代理人の資格を証明する書類(30日以内に作成されたものに限ります。なお、コピーは認められません。)(注3参照) |

注1 本人であることが確認できる書類とは、運転免許証、健康保険被保険者証、住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)、在留カード、特別永住者証明書等が該当します。

注2 やむを得ない理由により住民票の写しが提出できない場合、開示請求窓口に事前に相談してください。

注3 法定代理人の資格を証明する書類とは、戸籍謄本、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書、後見登記の登記事項証明書等が該当します。

注4 必要となる書類等に記載されている氏名及び住所が婚姻や転居等によって、請求書に記載している氏名及び住所と異なる場合、請求書と同一の氏名及び住所が記載されているほかの必要となる書類等を御用意ください。